

I 新築一戸建て住宅

フラット 35・財形融資

税抜 単位：(円)

種別	① 確認申請 + 適合証明			② 適合証明単独		
	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット 35	5,000	10,000	10,000	15,000	20,000	20,000
フラット 35 竣工済み特例	25,000 (設計検査 + 現場検査)			35,000 (設計検査 + 現場検査)		

一戸建て住宅 加算料金

- 1 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 2 他機関にて交付された BELS 評価書にて S 基準を取得する場合は竣工現場検査時に 10,000 加算いたします。
- 3 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時にできない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
- 4 フラット 35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準) の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準 (等級) に適合していることを当機関、所管行政庁が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。

表 1

税抜 単位：(円)

断熱等性能等級	
① 外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	15,000
② 外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合または開口部比率による仕様基準の場合のうち、開口部比率が 13% を超える仕様基準の場合	7,000
③ ②を除く開口部比率による仕様基準の場合	10,000
一次エネルギー消費量等級	
外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	20,000
外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合	12,000
耐震等級 ※竣工済み特例を除く	
当機関の他の申請において耐震等級 2 以上を確認している場合	0
評価方法規準 1-1 (3) ホ (階数が 2 以下の木造の建築物における基準) による場合で横架材、基礎がスパン表による場合、等級 1 の場合及び他の申請において等級 2 以上が確認されている場合および当機関が認めた構造計算書により大幅は作業時間を短縮できる場合	15,000
評価方法規準 1-1 (3) ホ (階数が 2 以下の木造の建築物における基準) による場合で横架材、基礎がスパン表以外による場合	20,000
許容応力度計算	25,000
上記以外	40,000
バリアフリー性、耐久性・可変性	2,000

備考

※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。

※限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査は引き受けできません。

一戸建て住宅 変更手数料

税抜 単位：(円)

内容	手数料
設計検査済みの情報を活用できる場合	3,000
変更内容が耐震、断熱又は一次エネルギー消費量の審査が必要かつが他の審査等で省略できない場合で変更内容が軽微と当機関が判断した場合	5,000
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が上記以外と当機関が判断した場合	表 1 による
断熱等性能等級が計算による場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 1 による
一次エネルギー消費量等級の場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 1 による
上記以外	2,000

II 新築共同住宅・長屋

フラット 35（一般申請）・財形融資、フラット 35 登録マンション（一括申請）・賃貸融資

税抜 単位：(円)

種別	確認申請+適合証明		適合証明単独	
	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
フラット 35 ※賃貸融資においては1棟ごとの金額	3,500+戸数×1,500	7,000+戸数×3,000/戸	8,500+戸数×1,500	17,000+戸数×3,000/戸

共同住宅・長屋 加算料金

- 1 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 2 他機関にて交付された BELS 評価書にて S 基準を取得する場合は竣工現場検査時に 10,000 加算いたします。
- 3 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時にに行えない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
フラット 35S（優良な住宅基準・特に優良な住宅基準）の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準（等級）に適合していることを当機関、所管行政庁が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。

表 2

税抜 単位：(円)

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
一次エネルギー消費量等級			
23,000+2,000×戸数	※表 1 による	1,000×戸数	1,000×戸数
断熱等対策等級 4			
13,000+2,000×戸数			

備考

※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。

※限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査は引き受けできません。

共同住宅・長屋 変更手数料

税抜 単位：(円)

内容	手数料
設計検査済みの情報を活用できる場合	1,000/戸
変更内容が耐震、断熱又は一次エネルギー消費量の審査が必要かつ他の審査等で省略できない場合で変更内容が軽微と当機関が判断した場合	5,000
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が上記以外と当機関が判断した場合	表 2 による
断熱等性能等級が計算による場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 2 による
一次エネルギー消費量等級の場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 2 による
上記以外	2,000

III 中古住宅

税抜 単位：(円)

種別	フラット 35・フラット 35S
一戸建て等	65,000
マンション	43,000/戸
一戸建てリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）、リフォーム一体型 ※フラット 35S なし	75,000
一戸建てリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）、リフォーム一体型 ※フラット 35S 有	90,000

書類審査にて不適の判定をする場合には、上記金額に 0.5 を乗じた金額を返金いたします。

V. 証明書再発行料金 1 通 5,000 円（税抜）

備考

※ 通知書・適合証交付後及び審査終了後にフラット 35S を追加する場合やフラット 35S の基準を変更する場合は再申請となります。

※ 検査が田原市・新城市・離島・都市計画区域外で行われる場合は、別途 20,000 円が加算されます。（確認の検査と同時にを行う場合は加算しません。）

※ 上記記載のない適合証明業務については別途見積といたします。